

阪神内燃機工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、阪神内燃機工業株式会社と称し、英文ではTHE HANSHIN DIESEL WORKS, LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 内燃機関、可変ピッチプロペラ、周辺機器類、その他船用機器類並びにその部分品の製造販売、修理、保守サービス
- (2) 環境・防災対応の機器・装置・部品の製造、販売
- (3) 各種機械加工、組立工事の受託、鋳造品及び鍛造品の製造販売
- (4) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は8百万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿及び新株予約権原簿並びに備置きその他の管理事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(総会招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にその都度招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(決議の要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除く外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は11名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、すべて累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会招集の通知)

第22条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を

取締役委任することができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(相談役)

第26条 当会社は取締役会の決議をもって、相談役若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当するときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会招集の通知)

第28条 監査等委員会招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに、監査等委員会を開催することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第29条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第32条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当するときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日まで1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社は9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第155期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第155期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

(2023年3月2日変更)